

携帯電話分野に関する意見交換会 事務局説明資料

平成30年度報告書の概要

- 通信と端末のセット販売において端末代金を大幅に値引く販売方法が、他の事業者の事業活動を困難にさせる場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある。
- 消費者の商品・役務の選択は個々の消費者の選考を反映して行われることが望ましく、MNO各社は少なくとも期間拘束契約をする場合には、当該期間において利用者が支払う通信役務と端末代金の費用総額の目安を消費者に示すことが望ましい。また、契約の更新時においても同様に、更新後の拘束期間中において利用者が支払う通信役務と端末代金の費用総額の目安を消費者に示すことが望ましい。

現状

- 電気通信事業法の改正等により、通信契約と端末販売の分離が進んでいる。
 - 端末の購入等を条件とする通信料金の割引等の禁止
 - 通信と端末のセット販売での端末の割引等について、通信契約を解約した場合に値引き分の返金を求めたり、期間拘束のある通信契約を条件としたりすることの禁止
 - 通信契約とセット購入時の端末代金の値引き等の利益の提供を上限2万円に制限
- 総務省は、2019年10月1日から各総合通信局等に設置された情報提供窓口を拡充し、改正電気通信事業法第27条の3等の違反事案の通報を受け付けている。
- 契約期間全体にわたる通信料金・端末代金・初期費用の支払総額の目安を明示することが適切である旨がイドラインに明記（消費者保護ルールガイドライン）

フォローアップ調査における論点例

- 改正電気通信事業法施行後、通信市場と端末市場における競争はそれぞれ有効に機能しているか。
- 非回線契約者も端末を購入したり、端末購入サポートプログラムを利用できることの周知が不十分ではないか。また、回線契約者と比較して、非回線契約者は同プログラムを利用しにくくなっているのではないか。

平成30年度報告書の概要

- MNOによる、利用者に対して2年間の通信契約の継続を条件として、月々の通信料金を1,500円割引するプランを提供し、2年間の契約期間中に契約を解除する場合、契約解除料(9,500円)を支払う必要があり、また、契約期間を終えると、利用者からの申し出がない限り、自動的に継続されるプラン(以下「2年縛り」という。)が、利用者を2年間拘束すること以外に合理的な目的はないと判断される場合に、他の事業者の事業活動を困難にさせるときには、独占禁止法上問題となるおそれがある。

現状

- 電気通信事業法の改正等により、期間拘束契約等の行き過ぎた囲い込みの改善が図られている。
 - 期間拘束契約の期間の上限を2年
 - 期間拘束契約の違約金の上限を1,000円
 - 期間拘束のない契約の提供を義務付けている。
 - 期間拘束の有無による料金差の上限を170円/月
 - 更新を伴う契約が満たすべき条件
 - ・ 契約締結時において、契約期間満了時に期間拘束を伴う契約で更新するかどうかを利用者が選択可能
 - ・ 上記の選択によらず料金その他の提供条件が同一
 - ・ 契約期間満了時において、期間拘束を伴う契約で更新するかどうかを利用者が改めて選択可能
 - ・ 違約金なく契約を解除可能な更新期間が少なくとも3か月以上設けられている(自動更新なしの場合は1か月)
 - 継続利用割引時の利益提供 1か月分/年
- ⇒ これを受けて、MNO3社は、2年縛りなどの期間拘束契約を廃止、又は、2年縛りの場合の違約金を1000円に引き下げる、期間拘束の有無による料金差を170円に引き下げるなどの対応を行った。

フォローアップ調査における論点例

- MNO3社の改正電気通信事業法施行日前に締結された改正電気通信事業法に適合しない期間拘束契約(以下「既往契約」という。)から改正電気通信事業法に適合する期間拘束契約への移行促進の取組が不十分であるために、違約金が9,500円から1,000円以下に引き下げられたことが十分に周知されず、スイッチングコストが低減していないのではないか。
- 一部事業者について、既往契約の残余拘束期間中は、既往契約に基づいた解約(違約金9,500円)が維持されていることについてどのように考えるか。

平成30年度報告書の概要

- KDDI及びソフトバンクが、回線契約者を対象に行っていた、端末を4年(48回)の割賦払いとし、一定期間経過後、旧端末を下取りに出すこと、新端末についても同プログラムに加入すること等を条件に最大2年(24回分)の端末の残債を免除するプログラムは、消費者の契約変更を断念させることで消費者の選択権を事実上奪うものと判断される場合であって、他の事業者の事業活動を困難にさせるときは独占禁止法上問題となるおそれがある。

現状

- 通信役務の継続利用及び端末の購入等を条件とした利益の提供の禁止により、4年縛りは禁止された。

フォローアップ調査における論点例

- 端末購入サポートプログラムにおいて、端末回収に加え、端末買替えが条件となっている場合で、当該プログラムを利用している回線利用者が、端末買替え時、非回線契約者であっても当該プログラムを利用できることを知らない場合、4年縛りと同様に、消費者の契約の変更を断念させ、消費者の選択権を事実上奪い、MVNO等の事業活動を困難にさせることにはならないか。そもそも端末買替えを条件とすることは、消費者の契約変更を妨げることに繋がっていないか。
- また、端末購入サポートプログラムが、非回線契約者であっても利用できることが十分に周知されておらず、消費者が通信契約を行わなければ同プログラムを利用できないと誤って認識している場合、割賦残債の免除を受けるまで、通信契約先の乗換えを躊躇させてしまうのではないか。

平成30年度報告書の概要

- SIMロックは店舗等における盗難防止というMNOの都合により、主にMNOが販売する端末に設定されたものであり、SIMフリー端末も存在する中で、端末にSIMロックを設定し、その解除について消費者から手数料(3,000円)を徴収することに関して、合理的な説明がつかずとは考えにくい。SIMロックを解除する手続きが必要であること、SIMロックの解除に手数料がかかること及び中古端末についてSIMロックの解除ができないことが消費者にとって乗り換える妨げとなり、他の事業者の事業活動を困難にさせる場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある。

現状

- 2019年11月に「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」が改定され、分割購入から100日以内に信用確認措置に応じた場合のSIMロック即時解除義務付け、中古端末のオンライン手続(2020年10月～)等が義務付けられた。
- 2020年10月27日に、総務省は「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」を公表し、同プランに基づき、SIMロックの解除を推進するため、現在、総務省の「スイッチング円滑化タスクフォース」において、携帯電話端末にSIMロックを設定することは原則として禁止することが検討され、携帯電話端末購入時に、不適切な行為が行われる可能性が低いことが確認できた者については、購入者に一切の負担(理解・申出や手間・費用)を課すことなく、SIMロックが設定されていない端末を渡さなければならないこと等について議論されている。

フォローアップ調査における論点例

- SIMロックを設定することに必要性・合理性はあるか。
- 特に、非回線契約者に販売する端末について、自社回線でのみ使用可能とするSIMロックを設定することについて、合理性はあるか。
- 仮にSIMロックを設定することについて一定の必要性・合理性が認められるとしても、その必要性等に照らし、SIMロックは、過剰な手段となっていないか。
- MNO都合によりかけているSIMロックの解除に係る費用や手間の負担をなぜ消費者に求めているのか。事業者が負担すべきではないか。

1. 接続料等の周波数割当への活用

平成30年度報告書の概要

- 接続料の引下げを促すため、周波数割当の審査においては、MNOごとの接続料の水準やこれまでどの程度接続料を低下させてきたか、MVNOを通じたサービスの提供をどの程度行ってきたかなども考慮すべき。

現状

- 5G特定基地局の開設計画認定に際し、MVNOに対する卸電気通信役務の提供等による特定基地局の利用を促進するための計画を有していることを審査する。
- 「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」において、接続料の低廉化に向けた取組等を今後の電波の割当ての審査項目とする旨が記されたことを受け、2月12日に公布された新たな周波数の割当方針（開設指針）において、MVNO促進の取組として、接続料の低廉化に向けた取組を審査の対象としている。

フォローアップ調査における論点例

- 5G特定基地局の開設計画認定に際し、MVNOに対する卸電気通信役務の提供等による特定基地局の利用を促進するための計画を有していることを審査の対象とすることにより、MVNOを通じたサービスの提供が進んだか。
- 接続料の低廉化に向けた取組を審査の対象とすることにより、接続料が下がる見込みはあるか。

2. 接続料の検証における一層の透明性の確保

平成30年度報告書の概要

- 接続料の検証におけるより一層の透明化を図るために、具体的な手段として、例えば、有識者や専門家による定期的な議論を通じて、透明性・公平性を確保しつつ、MNOの算出する接続料が能率的な水準となっているか、各MNOは能率的な経営を持続的に行っているかどうかなどの観点から、接続料の具体的かつ定期的な検証を行うべき。

現状

- 総務省では、2019年度に適用される接続料から、その根拠について、情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会への報告を行い、委員会の場で委員から示された指摘等を踏まえ、二種指定事業者に対して改めて確認する、所要の制度改正について検討を行う等、検証の充実を図ることとした。
2019年度については6月19日に、2020年度については6月2日に接続政策委員会への報告が行われている。

フォローアップ調査における論点例

- MNOの算出する接続料が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものとなっているかどうかなどの観点から、接続料の具体的かつ定期的な検証が行われているか。

3. 接続料の推移(トレンド)における一層の予見性の確保

平成30年度報告書の概要

- 接続料の推移(トレンド)におけるMVNOの予見可能性を向上させることが競争政策上望ましい。

現状

- 総務省において、二種指定事業者とMVNOとの公正競争確保に向けて、データ伝送交換機能について、2020年度に適用される接続料から将来原価方式により算定することとする第二種指定電気通信設備接続料規則等の改正が行われ、2020年1月27日に公布・施行された。(MNO 3社は、2020年3月24日に将来原価方式に基づく接続料の届出を行った。)

これにより、MNOから当年度から3年度分の予測接続料が示されることになりMVNOの予見性が向上した。

また、令和2年9月に公表された「接続料の算定等に関する研究会 第四次報告書」において、予測値の算定の適正性の向上を図るための考え方が示され、電気通信事業法施行規則等の改正が行われた。

フォローアップ調査における論点例

- 接続料の推移における予見可能性は向上したか。
- これによって、MVNO事業の柔軟化(利用料金の低廉化やサービスの多様化・高度化を含む。)に寄与したか。また、市場全体にどのような影響を与えたか。

4. 新たな料金プランにおける公平性の確保について

現状

- 2020年10月28日、KDDIとソフトバンクは両社のサブブランド(Y! Mobile及びUQmobile)で、20GB(その後25GBに変更)を上限とする新たな料金プランを発表した。また、NTTドコモは同年12月3日、自社の新たな料金プラン(ahamo)を、ソフトバンクは同年12月22日、自社の新たな料金プラン(SoftBank on LINE(仮称)※2021年2月18日、名称をLINEMOとすることなどが発表された。)を、KDDIは2021年1月13日、自社の新たな料金プラン(povo)を発表した。

フォローアップ調査における論点例

- MNO3社は新たな料金プランにおいて、競争政策の観点から、MVNOとの関係において公平性(イコールフットイング)を担保しているか。

現状

- 「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」に基づき、2020年11月10日に総務省は消費者庁と共同で「頭金」の表示等に関する注意喚起を行った。同年12月21日には消費者向けのポータルサイト設置を行うなどしている。

また、消費者庁は、12月4日に携帯料金プランについて知っておくべきことを整理したほか、携帯電話大手各社の表示について、総点検を行い、これに対応して携帯電話各社において、①割引適用前の基本料金及び割引条件ごとの割引内容について、②携帯電話とセットで契約される固定インターネットの契約期間、解約手数料等の取引条件についてより分かりやすい表示に改める等の取組が行われている。

フォローアップ調査における論点例

- 消費者への情報提供が不足していることなどが原因で、消費者が実際に必要としている通信量を上回る通信プランに加入させられた場合、MNOと低容量プランに強みを発揮するMVNOとの間の競争が働かないのではないか。
- 利用者は各社の通信プランを比較して、最適なプランを検討することが困難になっているのではないか。